



佐賀県公報

平成19年
2月9日
(金曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病発生予防のための消毒の実施

(七三・畜産課) 一

○ 告 示

●佐賀県告示第七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第九条の規定により、監視伝染病の発生を予防するための消毒を次のとおり実施するよう命ずる。

平成十九年二月九日

佐賀県知事 古川康

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

二 実施する区域

県内全域の千羽以上の飼養鶏農場その他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場

三 実施の期日

平成十九年二月十日から平成十九年二月二十八日までの期間

四 消毒方法

消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

五 その他

消毒実施の詳細については、管轄する家畜保健衛生所長から農場所有者に別途通知する。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年二月九日印 刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷日